

## 千葉県教育委員会行政文書管理規則 改正概要

### 1 改正理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）の改正及び千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）の廃止に伴い、千葉県教育委員会行政文書管理規則（平成13年千葉県教育委員会規則第14号。以下「規則」という。）についても改正する必要があるが生じた

### 2 改正内容

#### (1) 引用する規則名の変更（規則第2条）

規則第2条第7号ロにおいて、「千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設及び同項第三号の電磁的記録を定める規則」を「千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設を定める規則」に変更

#### (2) 「行政文書」の定義の変更（規則第2条）

文書又は図面の作成の補助のために、一時的に作成した電磁的記録も「行政文書」に内包されることに伴い、規則第2条第7号ハを削る

#### (3) 引用する法令等の変更（規則第12条）

規則第12条第4項第2号において、引用する法令や条項を条例から法律に変更

### 3 経過措置

(1) この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に規則第2条第7号に規定する職員（以下「職員」という。）が職務上作成した同号に規定する電磁的記録であって、職員が組織的に用いるものとして同条第1号に規定する本庁、同条第2号に規定する所及び同条第4号に規定する学校が保有しているもの（改正前の規則第2条第7号ハに掲げるものに限る。）は、改正後の規則第2条第7号に規定する行政文書には含まないものとした

(2) 施行日前に個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年千葉県条例第37号）

附則第2項の規定による廃止前の条例に基づく開示請求、訂正請求又は利用停止等請

求があった改正前の規則第2条第7号に規定する行政文書を含む規則第11条の2第1項に規定する簿冊等については、改正後の規則第12条第4項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例によることとした

#### 4 施行日

令和5年4月1日